6　新規則別表十七㈢から別表十七㈢の四までの書式は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7　新規則別表十八の二付表一及び別表十八の二付表三の書式は、施行日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

8　法人の平成二十二年九月三十日以前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。）に係る旧規則別表二十㈠から別表二十㈣までの書式については、なお従前の例による。

○財務省令第三十一号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十七号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十四条第六項及び第五十九条第四項並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第三十条第三項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（連帯納付義務者に通知すべき事項）

第十八条の二　法第三十四条第六項に規定する財務省令で定める事項は、同項の納税義務者の相続税に係る次に掲げる事項とする。

一　当該相続税が完納されていない旨

二　当該相続税について法第三十四条第六項の規定による通知を受ける同項に規定する連帯納付義務者に同条第一項の規定の適用がある旨

三　当該相続税に係る被相続人の氏名

四　その他必要な事項

第三十条第五項を削り、同条第四項第二号中「第五十九条第四項」を「第五十九条第五項」に改め、同項第三号及び第四号中「第五十九条第四項」を「第五十九条第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　法第五十九条第四項に規定する財務省令で定めるところにより算出した数は、同項に規定する調書（以下この項及び次項において「調書」という。）の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間にその者が提出すべきであった当該調書の第五号書式から第八号書式までの書式ごとの枚数とする。

5　調書を提出すべき者が法第五十九条第四項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項において「記載事項」という。）を同条第一項又は第二項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出）の規定の例による。

6　法第五十九条第四項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法とする。

7　法第五十九条第四項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第三十条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに地価税法（平成三年法律第六十九号）第十七条第三項及び別表第一第十四号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項及び第八項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十二項中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

第五条第二項第九号中「充てん容器」を「充填容器」に改め、同条第八項第十一号イ中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「保健所を設置する市にあっては、市長」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二十七条第一項（政令で定める市の長による事務の処理）の規定により当該許可に係る事務を同項に規定する指定都市の長等が行う場合にあっては、当該指定都市の長等」に改め、同号ロ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の五（再生利用に係る変更の認定）」を「同法第九条の八第六項」に、「同項に規定する一般廃棄物処理施設」を「もの」に、「同令第七条の三（再生利用に係る変更の認定等）において準用する同令第五条の五」を「同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する同法第九条の八第六項」に、「同項に規定する産業廃棄物処理施設」を「もの」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十三号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第十三条第二項及び別表第一第二十四号㈠の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号イ中「権限が」を「地方農政局長に権限が」に、「当該委任された」を「当該」に改める。

第十一条中「登記に」を「登記又は登録に」に、「抵当権等の設定登記」を「抵当権等の設定登記等」に改める。

第十二条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第七百四十六条第一項」を「第七百四十六条」に改め、同項を同条第六項とする。

第十八条から第二十条までの規定中「同規則」を「同令」に改める。

第二十六条第二号中「当該」を削り、同条第七号中「当該」を「第二号の」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十四号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十八号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦